

大分大学大学院理工学研究科博士後期課程研究指導委員会細則

令和7年4月1日制定
令和7年理工学研究科細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学大学院理工学研究科委員会規程（令和7年理工学研究科規程第2号）第5条第3項の規定により、大分大学大学院理工学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）に設置する大分大学大学院理工学研究科博士後期課程研究指導委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、博士後期課程に係る次の各号に掲げる事項について、審議する。

- (1) 学位授与に関する事項（学位授与の可否に関する事項を除く。）
- (2) 研究支援に関する事項
- (3) 入学者選抜に関する事項（合格者の決定に関する事項を除く。）
- (4) 教育課程表の編成に関する事項
- (5) 教育課程等の評価、改善及び自己点検に関する事項
- (6) 学務に関する事項
- (7) 学生生活に関する事項
- (8) その他博士後期課程に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 博士後期課程研究指導委員長
- (2) 博士後期課程の研究指導担当教員 5人
- (3) その他研究科長が必要と認める者

2 前項各号の委員は、研究科長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号の委員の任期は、2年とし、再任できないものとする。ただし、当該任期が1年未満のときは、この限りでない。

2 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、博士後期課程研究指導委員長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

- 2 第2条第1号に規定する学位授与に関する事項を審議する場合は、大分大学学位規程（平成16年規程第71号）第6条第1項に規定する学位論文審査委員会の委員長を委員会に出席させ、当該委員会の審議内容の報告及び意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、理工学部事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。